

瀬戸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第13号

瀬戸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市個人情報保護条例施行規則（平成6年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第3条 条例第8条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届出書<u>(第1号様式)</u>により行うものとする。</p> <p>2 <省略></p> <p>3 第1項の個人情報取扱事務届出書には、前項の事項を記載した個人情報取扱事務登録簿<u>(第2号様式)</u>を添付するものとする。</p> <p>4 条例第8条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務(廃止・変更)届出書<u>(第3号様式)</u>により行うものとする。</p> <p>5 条例第8条第5項の規定による届出事項を記載した目録の閲覧は、個人情報目録<u>(第4号様式)</u>により行うものとする。</p> <p>(利用及び提供の届出)</p> <p>第4条 条例第10条第2項の規定による届出は、個人情報目的外利用(開始・変更・終了)報告書<u>(第5号様式)</u>又は個人情報外部提供(開始・変更・終了)報告書<u>(第6号様式)</u>に</p>	<p>(個人情報取扱事務の届出)</p> <p>第3条 条例第8条第1項の規定による届出は、個人情報取扱事務届出書により行うものとする。</p> <p>2 <省略></p> <p>3 第1項の個人情報取扱事務届出書には、前項の事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を添付するものとする。</p> <p>4 条例第8条第2項の規定による届出は、個人情報取扱事務(廃止・変更)届出書により行うものとする。</p> <p>5 条例第8条第5項の規定による届出事項を記載した目録の閲覧は、個人情報目録により行うものとする。</p> <p>(利用及び提供の届出)</p> <p>第4条 条例第9条第2項の規定による届出は、個人情報目的外利用(開始・変更・終了)報告書又は個人情報外部提供(開始・変更・終了)報告書により行うものとする。</p>

より行うものとする。

(開示請求書)

第5条 条例第16条第1項に規定する書面は、
第7号様式のとおりとする。

(決定通知書等)

第6条 条例第21条第1項に規定する書面は、
次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号
に定める様式のとおりとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示
する旨の決定 第8号様式

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示
する旨の決定 第9号様式

2 条例第21条第2項に規定する書面は、第1
0号様式のとおりとする。

(開示決定等の期間の延長の通知)

第7条 条例第23条第2項に規定する書面は、
第11号様式のとおりとする。

(開示決定等の期限の特例の通知)

第8条 条例第24条に規定する書面は、第12
号様式のとおりとする。

(第三者に対する意見書提出の通知等)

第9条 条例第25条第1項の規則で定める事項
は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 開示請求に係る保有個人情報に記録されて
いる当該第三者に関する情報の内容

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期
限

2 条例第25条第2項の規則で定める事項は、
次に掲げる事項とする。

(1) 第1項各号に掲げる事項

(2) 条例第25条第2項第1号又は第2号の規
定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

3 条例第25条第1項及び第2項に規定する書
面は、第13号様式及び第14号様式のとおり

とする。

4 条例第25条第3項に規定する書面は、第15号様式のとおりとする。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第10条 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第26条第1項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号に該当するものを除く。） 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

(費用の負担)

(費用の負担)

第11条 条例第27条第2項に規定する写しの

第5条 条例第19条第2項に規定する写しの作

作成に要する費用負担の額は、別表のとおりとする。

2 <省略>

(訂正請求書)

第12条 条例第29条第1項に規定する書面は、第16号様式のとおりとする。

(訂正決定通知書等)

第13条 条例第31条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定 第17号様式

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 第18号様式

2 条例第31条第2項に規定する書面は、第19号様式のとおりとする。

(訂正決定等の期間の延長の通知)

第14条 条例第32条第2項に規定する書面は、第11号様式のとおりとする。

(訂正決定等の期限の特例の通知)

第15条 条例第33条に規定する書面は、第12号様式のとおりとする。

(訂正決定に係る提供先への通知)

第16条 条例第34条に規定する書面は、第20号様式のとおりとする。

(利用停止請求書)

第17条 条例第36条第1項に規定する書面は、第21号様式のとおりとする。

(利用停止決定通知書等)

第18条 条例第38条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式のとおりとする。

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定 第22号様式

作成に要する費用負担の額は、別表のとおりとする。

2 <省略>

<p>(2) <u>利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定 第23号様式</u></p> <p><u>2 条例第38条第2項に規定する書面は、第24号様式のとおりとする。</u></p> <p><u>(利用停止決定等の期間の延長の通知)</u></p> <p><u>第19条 条例第39条第2項に規定する書面は、第11号様式のとおりとする。</u></p> <p><u>(利用停止決定等の期限の特例の通知)</u></p> <p><u>第20条 条例第40条に規定する書面は、第12号様式のとおりとする。</u></p> <p><u>(審査会に諮問をした旨の通知)</u></p> <p><u>第21条 条例第43条に規定する書面は、第25号様式のとおりとする。</u></p> <p><u>(運用状況の公表)</u></p> <p><u>第22条 条例第48条の規定による運用状況の公表は、市広報紙により行うものとする。</u></p> <p>別表 (第11条関係)</p> <table border="1" data-bbox="209 1301 798 1355"> <tr> <td style="text-align: center;"><省略></td> </tr> </table> <p>備考 <省略></p>	<省略>	<p><u>(運用状況の公表)</u></p> <p><u>第6条 条例第31条の規定による運用状況の公表は、告示又は市広報紙により行うものとする。</u></p> <p><u>(諸書類の様式)</u></p> <p><u>第7条 この規則に定める諸書類の様式は、市長が別に定める。</u></p> <p>別表 (第5条関係)</p> <table border="1" data-bbox="823 1301 1412 1355"> <tr> <td style="text-align: center;"><省略></td> </tr> </table> <p>備考 <省略></p>	<省略>
<省略>			
<省略>			

附則の次に次の様式を加える。

第2号様式 (第3条関係)

個人情報取扱事務登録簿				
実施機関				
担当課		登録番号		
事務の名称				
事務の目的 及び法的根拠	法令の名称 ()			
対象者の範囲				
個人情報 の記録項目	1 基本的事項	2 心身	4 経済活動	5 生活
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 住所 ・ 性別 ・ 生年月日 ・ 電話番号 ・ 国・本籍 ・ 続柄 ・ 親族関係 ・ 婚歴 ・ 転出入 ・ 出生・死亡等 ・ 在留資格 ・ 旅券 ・ 後見・保佐 ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態 ・ 病歴 ・ 障害 ・ 身体的特徴 ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 ・ 財産 ・ 納課税 ・ 金融機関 ・ 取引状況 ・ 負債 ・ 破産 ・ 支出 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭状況 ・ 居住状況 ・ 趣味・嗜好 ・ 交際 ・ 各種相談 ・ 公的扶助 ・ ・ ・ ・
		3 社会的地位		6 条例第7条 第2項該当 事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業・勤務先 ・ 役職・地位 ・ 職歴 ・ 学歴 ・ 資格 ・ 団体加入 ・ 賞罰 ・ 勤務状況 ・ 学業状況 ・ 犯歴 		<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・ ・
個人情報収集先	1 本人 2 本人以外 (1) 第1号 法令等に定めがある (根拠法令) (2) 第2号 本人同意 (3) 第3号 緊急性 (4) 第4号 公知情報 (5) 第5号 本人収集困難 (6) 第6号 公益等 (審議会 年 月 日 答申第 号 本人以外収集【類型】 番)			
記録形態	1 文書 2 図面 3 写真等 (スライド・マイクロフィルム) 4 電磁的方式 ()			
目的外利用、外部提供、外部委託の有無	1 目的外利用 2 外部提供 3 外部委託			

第3号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務（廃止・変更）届出書

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

（実施機関）

次のとおり個人情報取扱事務を（廃止・変更）したいので届け出ます。

届 出 区 分	1 廃止 2 変更	担 当 課	
事 務 の 名 称 （ 登 録 番 号 ）			
廃 止 ・ 変 更 年 月 日	年 月 日		
廃止・変更の理由			
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

変更の場合は、変更後の個人情報取扱事務登録簿を添付すること。

第5号様式（第4条関係）

個人情報目的外利用（開始・変更・終了）報告書

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

（実施機関）

次のとおり個人情報を取り扱う事務を届け出ます。

事務の名称	
担当課	
利用の（開始・変更・終了）年月日	年 月 日
利用課名	
利用課の事務の名称	
目的外利用 取扱根拠	1 瀬戸市個人情報保護条例第10条第1項 (1)第1号 法令等に定めがある（根拠法令 ） (2)第2号本人同意 (3)第3号緊急性 (4)第4号公知情報 (5)第5号公益性（審議会 年 月 日 答申第 号 目的外利用【類型】 番）
	2 利用課の本人以外収集根拠瀬戸市個人情報保護条例第9条 (1)第1号法令等に定めがある（根拠法令 ） (2)第2号本人同意 (3)第3号緊急性 (4)第4号公知情報 (5)第5号本人収集困難 (6)第6号公益性（審議会 年 月 日 答申第 号 本人以外収集【類型】 番）
目的外利用の理由	
目的外利用した個人情報 の記録項目	
利用課での記録形態	1 文書 2 電磁的記録 3 その他 ()
利用課との電子結合	1 有 2 無
備考	

第7号様式（第5条関係）

個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

住 所

(請求者) 氏 名

電話番号

瀬戸市個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称 その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	
開 示 の 方 法	1 閲覧・視聴 2 写しの交付 (郵送希望 有・無)

条例第15条第2項又は第3項の規定により開示請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

保有個人情報の本人の住所及び氏名	住所	
	氏名	
本人との関係	1 法定代理人 2 代理人 3 死者の法定相続人等	続柄 ()
死者を本人とする保有個人情報の開示請求に係る事由		

- 1 本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券など）を提示してください。
- 2 法定代理人、代理人又は死者の法定相続人等が請求する場合は、1の書類のほか、法定代理人、代理人又は死者の法定相続人等であることを証明する書類（戸籍謄本等）を提示してください。また、代理人が請求する場合は、本人からの委任状も提示してください。
- 3 以下は記入不要です。

確 認 書 類	本人であることを証明するもの	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()
	法定代理人、代理人又は死者の法定相続人等であることを証明するもの	1 戸籍謄本等 2 その他 () 代理人の場合…本人からの委任状
担 当 課		回 答 期 限 . .

第8号様式（第6条関係）

個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり開示することと決定しましたので、瀬戸市個人情報保護条例第21条第1項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前・午後 時 分
	場 所		
開 示 の 実 施 方 法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用 郵送代		円
担 当 課 等	電話番号		内線

1 当日は、この通知書及び運転免許証その他請求者本人であることを証する書類を持参の上、上記の開示場所までお越しください。

2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課までご連絡ください。

第9号様式（第6条関係）

個人情報一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、瀬戸市個人情報保護条例第21条第1項の規定により通知します。

保有個人情報記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項			
開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前・午後 時 分
	場 所		
開 示 の 実 施 方 法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用 郵送代		円
開示しないこととした部分			
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
備 考	今回の決定から1年以内に、上記において不開示とした部分の開示が可能となる日（ 年 月 日以後）		
	開示が可能となる部分		
担 当 課 等	電 話 番 号		内 線

- 1 当日は、この通知書及び運転免許証その他請求者本人であることを証する書類を持参の上、上記の開示場所までお越しください。
- 2 当日ご都合が悪い場合には、あらかじめ担当課までご連絡ください。
- 3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、瀬戸市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 4 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記3の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式（第6条関係）

個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、次のとおり不開示とすることに決定しましたので、瀬戸市個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	
決 定 の 内 容	<p>1 条例第17条第 号 の不開示情報に該当するため開示できない。</p> <p>2 条例第20条の規定により開示請求を拒否する。</p> <p>3 請求に係る保有個人情報が不存在のため開示できない。</p>
不開示情報に該当する理由（保有個人情報が不存在である理由）	
備 考	<p>今回の決定から1年以内に、上記において不開示とした部分の開示が可能となる日（ 年 月 日以後）</p> <p>開示が可能となる部分</p>
担 当 課 等	<p>電話番号 内線</p>

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、瀬戸市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第11号様式（第7条、第14条、第19条関係）

個人情報決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の（開示・訂正・利用停止）については、瀬戸市個人情報保護条例第 条第 項の規定により、次のとおり決定の期間を延長しましたので通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	
条例第 条第 項の規定による決定期間の満了年月日	年 月 日
延長後の決定期間の満了年月日	年 月 日
決定期間延長の理由	
担当課等	電話番号 内線

決定等については、別途通知します。

第12号様式（第8条、第15条、第20条関係）

個人情報決定等期限特例通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の（開示・訂正・利用停止）については、瀬戸市個人情報保護条例第 条の規定により、決定等の期限を次のとおりとしましたので通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項		
条例第 条第 項の規定による決定期間の満了年月日	年 月 日	
請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき決定等をする期限及びその部分	期限	年 月 日
	部分	
残りの保有個人情報について決定等をする期限	年 月 日	
条例第 条を適用する理由		
担 当 課 等	電話番号	内線

決定等については、別途通知します。

第13号様式（第9条関係）

個人情報の開示に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長



瀬戸市個人情報保護条例に基づき開示請求がありました保有個人情報に、次のとおりあなたに関する情報が記録されていますので、同条例第25条（第1項・第2項）の規定により通知します。

つきましては、請求のありました保有個人情報を開示するかどうかの決定を行うに当たり参考としたいので、 年 月 日までに別紙「個人情報の開示に関する意見書」を提出してください。

開示請求に係る保有 個人情報が記録され ている公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第25条第2項 に該当する場合の適 用区分及び当該規定 を適用する理由	1 条例第25条第2項第1号に該当する。 2 条例第25条第2項第2号に該当する。 適用する理由
開示請求に係る保有 個人情報に記録され ているあなたに関す る情報の内容	
意見書の提出先 (担当課等)	〒 ー 電話番号 () ー 内線

- 1 回答は、電話等でも結構です。
- 2 提出期限までに回答のない場合は、瀬戸市個人情報保護条例の規定に基づき開示決定等をしますので、ご了解ください。

第14号様式（第9条関係）

個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

（宛先）瀬戸市長

氏 名

住 所

電話番号

年 月 日付けで照会のありました保有個人情報の開示に関する意見を次のとおり提出します。

開示請求に係る保有 個人情報が記録され ている公文書の名称	
意 見	1 開示しても支障がない。 2 開示すると支障がある。 3 どちらでもよい。
理 由 （開示すると支障が ある場合に記入して ください。）	

1 意見の欄は、該当する番号を○で囲んでください。

2 理由の欄は、保有個人情報の開示に支障がある部分を明らかにし、かつ、その理由について具体的に記入してください。

第15号様式（第9条関係）

個人情報の開示決定に係る通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けで開示に支障があるとして意見書の提出のありました保有個人情報については、次のとおり開示（一部を開示）することと決定しましたので、瀬戸市個人情報保護条例第25条第3項（同条例第44条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

開示請求に係る保有 個人情報が記録され ている公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
開示（一部開示）決 定をした公文書に記 録されているあなた に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととし た部分	
担 当 課 等	電話番号 内線

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、瀬戸市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

※ 開示を実施する日以降に異議申立てがあったとしても、異議申立ての利益がないとして却下される場合があります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式（第12条関係）

個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

住 所

(請求者) 氏 名

電話番号

瀬戸市個人情報保護条例第29条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

開示を受けた保有個人情報の内容		
開 示 を 受 け た 日	年 月 日	
訂正請求の趣旨及び理由		
訂 正 を 求 め る 内 容	訂正前	
	訂正後	

条例第28条第2項又は第3項の規定により訂正請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

保有個人情報の本人の住所及び氏名	住所		
	氏名		
本 人 と の 関 係	1 法定代理人 2 代理人 3 死者の法定相続人等	続柄 ()	
死者を本人とする保有個人情報の訂正請求に係る事由			

- 1 本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券など）を提示してください。
- 2 法定代理人、代理人又は死者の法定相続人等が請求する場合は、1の書類のほか、法定代理人、代理人又は死者の法定相続人等であることを証明する書類（戸籍謄本等）を提示してください。また、代理人が請求する場合は、本人からの委任状も提示してください。
- 3 以下は記入不要です。

確 認 書 類	本人であることを証明するもの	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()	
	法定代理人、代理人又は死者の法定相続人等であることを証明するもの	1 戸籍謄本等 2 その他 () 代理人の場合…本人からの委任状	
担 当 課		回 答 期 限	・ ・

第17号様式（第13条関係）

個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正することと決定しましたので、瀬戸市個人情報保護条例第31条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話番号	内線
備考		

第18号様式（第13条関係）

個人情報一部訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、次のとおりその一部を訂正することと決定しましたので、瀬戸市個人情報保護条例第31条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正しないこととした部分及びその理由		
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話番号	内線
備考		

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、瀬戸市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

第19号様式（第13条関係）

個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の訂正については、次のとおり訂正をしないこととしましたので、瀬戸市個人情報保護条例第31条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
訂正しない こととした理由	
担 当 課 等	電話番号 内線
備 考	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、瀬戸市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第20号様式（第16条関係）

個人情報訂正内容通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長



あなたに提供した保有個人情報について、次のとおり訂正しましたので、瀬戸市個人情報保護条例第34条の規定により通知します。

保有個人情報の内容		
訂正の内容	訂正前	
	訂正後	
訂正年月日	年 月 日	
担当課等	電話番号	内線
備考		

第21号様式（第17条関係）

個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先) 瀬戸市長

住 所

(請求者) 氏 名

電話番号

瀬戸市個人情報保護条例第36条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

開示を受けた保有個人情報の内容	
開 示 を 受 け た 日	年 月 日
利用停止請求の趣旨及び理由	
利用停止を求める内容	

条例第35条第2項又は第3項の規定により利用停止請求をする場合は、次の欄にも記入してください。

保有個人情報の本人の住所及び氏名	住所	
	氏名	
本人との関係	1 法定代理人 2 代理人 3 死者の法定相続人等	続柄 ()
死者を本人とする保有個人情報の利用停止請求に係る事由		

- 1 本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券など）を提示してください。
- 2 法定代理人、代理人又は死者の法定相続人等が請求する場合は、1の書類のほか、法定代理人、代理人又は死者の法定相続人等であることを証明する書類（戸籍謄本等）を提示してください。また、代理人が請求する場合は、本人からの委任状も提示してください。
- 3 以下は記入不要です。

確 認 書 類	本人であることを証明するもの	1 運転免許証 2 旅券 3 その他 ()
	法定代理人、代理人又は死者の法定相続人等であることを証明するもの	1 戸籍謄本等 2 その他 () 代理人の場合…本人からの委任状
担 当 課		回 答 期 限 . .

第22号様式（第18条関係）

個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長

印

年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止することと決定しましたので、瀬戸市個人情報保護条例第38条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話番号 内線
備考	

第23号様式（第18条関係）

個人情報一部利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおりその一部を利用停止することとしましたので、瀬戸市個人情報保護条例第38条第1項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止をしないこととした部分及びその理由	
利用停止年月日	年 月 日
担当課等	電話番号 内線
備考	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、瀬戸市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第24号様式（第18条関係）

個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付で請求のありました保有個人情報の利用停止については、次のとおり利用停止をしないこととしましたので、瀬戸市個人情報保護条例第38条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る 保有個人情報の内容	
利用停止をしない こととした理由	
担 当 課 等	電話番号 内線
備 考	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、瀬戸市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瀬戸市を被告として（訴訟において瀬戸市を代表する者は瀬戸市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第25号様式（第21条関係）

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸市長



年 月 日付けの（開示決定等・訂正決定等・利用停止決定等）に対する不服申立てについては、次のとおり瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、瀬戸市個人情報保護条例第43条の規定により通知します。

	年 月 日 瀬 第 号
不服申立ての対象 になった決定等	決定の内容
不服申立ての内容	
諮 問 し た 日	年 月 日
担 当 課 等	電話番号 内線

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(市長の保有する個人情報の開示等に関する規則の廃止)

2 市長の保有する個人情報の開示等に関する規則（平成6年瀬戸市規則第4号）は、廃止する。

(瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

3 瀬戸市市長の事務に属する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年瀬戸市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表右欄中「第21条第1項及び第24条第1項」を「第29条第1項及び第36条第1項」に改める。